

意見陳述書

2022（令和4）年10月20日

京都地方裁判所第7民事部 御中

原告本人 伊藤 尊 

1、私は、昭和28年3月、京都市下京区新町通北小路下る辰巳町に生まれ、現在までここに住んでいます。私の住んでいる辰巳町は、植柳学区にある合計36の町内の一つです。

2、京都は古くから「町組（ちょうぐみ、まちぐみ）」とよばれる自治組織があり、これが明治維新の前後に、通し番号がつけられたことから、「番組」と呼ばれるようになりました。

明治の初めに、この番組毎に小学校がつくられ、この小学校が「番組小学校」と呼ばれました。植柳学区は、下京第19番小学校として開設された植柳小学校の学区で南北は七条通と六条通、東西は新町通と堀川通に囲まれた地域です。

なお、この地域は、明治以前は西本願寺の寺内町で、西本願寺が自治権を持っていました。

現在も、この学区内には西本願寺に関する施設や西本願寺の末寺がいくつかあり、学区内には、西本願寺の僧侶や門信徒も数多く居住しています。

西本願寺の僧職にある方はもちろんのこと、門徒の多くは、親鸞の教えに従い、神祇不拝の伝統を現在も受け継いでいます。また、「門徒物知らず」ともいわれてきました。

3、戦後、戦前の学区制度が廃止されましたが、学区は「元学区」となって住民自治の単位として現在まで続いています。

京都市立植柳小学校は、平成21年末をもって閉校となりましたが、植柳自治連合会は植柳小学校の「元学区」が単位となった植柳学区にある町内に居住する住民による自治組織として現在もあります。また、各町内に居住する住民は、植柳自治連合会の規約では、「学区居住者」と呼ばれている自治連合会の構成員であり、私はこの自治連合会の規約に定められている「学区居住者」の一人として会費（月額150円）を納入しています。

4、時代祭は、毎年10月22日に行われる平安神宮の大祭であり、平安神宮の附属団体である平安講社が執り行う宗教行事です。

時代祭の行列は、明治維新時代、江戸時代、安土桃山時代、室町時代、吉野時代、鎌倉時代、藤原時代、延暦時代の8の時代を20の行列に区分して執り行われていますが、そのうちの一つ、江戸時代の行列のうちの徳川城使上洛列の当番が2020（令和2）年に植柳学区に回ってくるのが2011（平成23）年に決まっています。ところで、コロナ禍の影響で時代祭が2年延期されており、2022（令和4）年の時代祭において植柳学区が徳川城使上洛列を担当するものとされています。

5、植柳学区内には、西本願寺の僧侶や門信徒が数多く住んでいることからいえば、平安神宮の宗教行事である時代祭の行列に参加するための費用をまかなうために、植柳学区自治連合会（以下、自治連という）が学区居住者から会費を徴収することはもちろんのこと、学区居住者が納入した会費がもとになっている自治連の資金から費用を支出することは、学区居住者個々人の信教の自由を侵害するものであって、あってはならないことです。

このため、植柳学区の自治連では、時代祭の行列のために必要な費用は、学区居住者から納入された会費ではなく、任意の協賛積立金を募って、その募金によ

ってまかなうものとされてきました。

もっとも、この募金はいくまでも住民個々人のそれぞれの判断に委ねられており、自治連が時代祭のための費用を会費として学区居住者から徴収することは許されませんし、また、募金によって集められた協賛積立金が足りないからといって、自治連の会計から時代祭のための費用を支出することは、西本願寺の門信徒だけではなく、さまざまな異なる宗教をもつ学区内の住民の信教の自由を侵害するものです。

6、令和4年の時代祭については、仮処分事件で自治連の会計から費用を支出しないことになりました。しかし、今回は、たまたま協賛積立金でまかなえるから自治連の会計からは支出しないというだけのことであって、時代祭は「仮装行列」であるから、そのための費用を自治連が支出しても、信教の自由を侵害するものではないという議論が自治連の役員会の中でまかり通っているやに聞いています。そうすると、いつ何時、自治連の会計から時代祭のための費用を支出してもかまわないということになるのではないかと懸念されます。しかし、そんなことは断じて許されないことです。

そのためにも、この裁判の中で、自治連は時代祭などの宗教行事に関与しないことを明確にしていきたいと考えています。

以上